

I 売買契約

1 動産売買契約

〈ケース1 継続的動産売買の事例〉

事 例

電子部品の専門商社Xは、家電製品メーカーYに対して、デジタルカメラ用の電子部品を継続的に供給する取引を開始することにした。Xは国内の電子部品メーカーA社ならびにB社、および海外の電子メーカーC社から部品を購入して、Yの国内製造拠点へ納入する。YはXから購入する部品をほかのさまざまな部品と組み合わせてデジタルカメラを製造し、国内および海外で販売する。XおよびYは取引開始に先立って、売買取引の基本的な条件を定めるため、売買基本契約書を締結することにした。

リスクとポイント

- i 売買代金の回収リスク (チェック11)
- ii 目的物の受領拒否 (チェック6)
- iii 供給元業者の引渡不能 (チェック10)
- iv 納期遅延 (チェック5)
- v 品質不良 (チェック12・13)
- vi 第三者からの知的財産権侵害クレーム (チェック16)
- vii 第三者からの製造物責任クレーム (チェック14)



(林 大介)

解説

i 売買代金の回収リスク

売主にとって、商品の代金を期日に回収できるかどうかはもっとも重要な問題である。実務では売主が目的物を引き渡した後で、買主が一定期間経過後に支払いを行うケースが圧倒的に多い。このような場合、売主は売買代金の回収リスク（与信リスク）を負う。

a 支払不能

買主が代金を支払わないおもな理由としては、代金決済の資金がないケースが考えられる。売主としては、あらかじめ買主の信用リスクが高いときには、担保の提供を求める、支払期日をできるだけ短縮し一部前金を条件とする、目的物の所有権を代金完済までは売主が保留するなどを対策として検討すべきだろう。

b 同時履行の抗弁権

買主が代金を期日に支払わないおもな理由としては、目的物に瑕疵があり、瑕疵担保責任を果たすまでは代金を支払わないと主張するケース（同時履行の抗弁権）が考えられる。これに対しては、品質規定および瑕疵担保責任に関する規定をできるだけ明確にして、瑕疵担保責任に関する当事者の争い自体を減らすことが売主の対策となる。

c 遅延損害金

支払期日までに支払いがなされないときは、商人間の売買であって当事者間に特約がなければ、買主は商事法定利率年6%の比率による遅延損害金を支払う義務を負う。特約により商事法定利率よりも高い遅延金利を設定することで、売主としては、期日どおりの支払いを間接的に強制する効果が期待できる。

ii 目的物の受領拒否

売買の目的物がすぐに代替品を見つけやすい種類である場合で、同種の商品の価格が下落しているときに、買主が受入検査に不合格であるとして受領を拒否すること（いわゆるマーケットクレーム）が起りやすい。

受領拒否のリスクへの対策としては、買主が納入後に受入検査を行う場合には、検

査基準および検査手続について具体的な規定を設けておく必要がある。

買主が目的物を第三者に転売することを予定し、第三者のもとではじめて検査が可能な状態になることを売主も了解しているときは、検査義務は目的物が第三者に到達したときから発生する。そのようなケースでは、契約上で検査が転売先により行われる旨を確認しておくべきだろう。

iii 供給元業者の引渡不能

事例のようにXが売買の目的物の一部を海外の部品メーカーCから調達して、Yに引渡すようなケースでは、部品メーカーCが天災地変、倒産、事故、疫病などによって操業不能となったときにXとしては、契約した納期に目的物を引き渡すことができなくなるリスクがある。

調達先を分散することで一定のリスクは回避できるが、コストや目的物の性質によっては調達先の分散が困難な場合もある。売主としては、不可抗力の規定において、売主のコントロールがおよばない一定の事由については、契約上の引渡義務が免責されるように特約を結んでおくことを検討すべきである。

iv 納期遅延

a 通知義務

事例のように目的物が部品である場合には、部品の納入が遅れることで完成品の製造工程全体に影響をおよぼすことがある。買主としては納期遅延による影響を最小限にとどめるため、納期遅延のおそれが生じたときにはただちに通知する義務を売主に課す等の規定をおくべきである。

b 遅延損害金

納期遅延が生じた場合に備えて、遅延損害金の規定をおくことがある。買主としては、損害額の立証の手間を省くことができるし、遅延損害金を予想される損害よりも高めに定めることにより、売主に納期厳守をうながす効果も期待できる。一方、売主としても、将来請求される蓋然性のある賠償額を予測し、準備しておくことができるので、一定限度の金額制限があれば、のぞましい面もある。

遅延損害金の規定をおく場合には、「損害賠償の予定」か「違約罰」のいずれかであるかを明確にしておく必要がある。民法では遅延損害金の性格があきらかでない場合には損害賠償額の予定と推定される。

ア 損害賠償の予定

当事者があらかじめ債務不履行の場合の損害賠償の額を約定することを損害賠償額の予定といい、この場合裁判所はその金額の増減をすることができない。

イ 違約罰

現実に被った損害の賠償に加えて、一定の金額の支払いを約定することを違約罰という。

v 品質不良

納入時に行った受入検査では発見できなかったけれども、後になって目的物が不良品であることが判明した場合、YはXに対して売主に対してどのような責任を追及できるだろうか。

a 民法の原則

売買の目的物に隠れた瑕疵（合理的な検査をしても発見できない瑕疵）がある場合に、民法の原則（民法570条）では、隠れた瑕疵の存在を知ってから1年以内に、買主は売主に対して損害賠償を請求でき、また瑕疵のために契約の目的を達することができないときは、契約を解除することができる。

b 商人間の売買

商人間の売買については、商法526条により、売買の目的物にただちに発見することができない瑕疵があった場合、買主が目的物の受領から6か月以内にそれを発見したときにかぎって、ただちに売主に対してその通知を発すれば、損害賠償を請求でき、また瑕疵のために契約の目的を達することができないときは、契約を解除することができる。ただし、売主が瑕疵の存在を知っていた場合には、民法の原則にしたがう。

c 当事者の特約

瑕疵担保に関する民法・商法の規定は任意規定であるため、契約当事者は特約により、これと異なる取決めをすることができる。瑕疵担保の期間や救済手段について売主の責任を加重する特約も可能であるし、逆に売主の瑕疵担保責任を排除する特約も可能である。ただし、売主が目的物の瑕疵を知らずながら買主に告げなかった場合には、担保責任免除特約の効力は否定される。

〔CCC契約リスト〕

チェックリスト

チェック項目	例 文	コメント	契約例
<p><input type="checkbox"/> 1 基本契約の適用範囲</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 売買の目的物で限定する場合</p>	<p>買主・株式会社Y（以下「買主」という。）と売主・株式会社X（以下「売主」という。）とは、<u>デジタルカメラ用電子部品（以下「目的物」という。）の</u>売買を継続して行うにあたり、その基本的条件を定めるため、<u>以下のとおり売買基本契約を締結する。</u></p> <p>（下線箇所につき）</p> <p>買主の購買部と売主の電子部品事業部との間で<u>デジタルカメラ用電子部品（以下「目的物」という。）</u>の売買を継続して行うにあたり</p> <p>（下線箇所につき）</p> <p>株式会社A向けの<u>デジタルカメラ用電子部品（以下「目的物」という。）</u>の継続的取引に関して</p>	<p>チェック1</p> <p>1 適用範囲の定め方について 基本契約の適用範囲の定め方として、「契約当事者間の物品等の売買取引に関して」といった包括的な規定の仕方をするものを見かけることもあるが、当該契約が対象とする取引について、売買の目的物、取引部署、販売先等によって限定することがのぞましい。</p>	<p>前文</p>
<p><input type="checkbox"/> (2) 特定の部署が行う取引に限定する場合</p>	<p>（下線箇所につき）</p> <p>買主の購買部と売主の電子部品事業部との間で<u>デジタルカメラ用電子部品（以下「目的物」という。）</u>の売買を継続して行うにあたり</p> <p>（下線箇所につき）</p> <p>株式会社A向けの<u>デジタルカメラ用電子部品（以下「目的物」という。）</u>の継続的取引に関して</p>	<p>チェック1・(3)</p> <p>1 転売する場合の規定 買主が目的物を特定の顧客へ転売することが取引の前提となっている場合の規定である。このような場合、目的物の仕様・規格が転売先により指定されることも多いので、特定顧客向けであることを明示することが買主としてはのぞましい。</p>	<p>1条</p>
<p><input type="checkbox"/> (3) 販売先で限定する場合</p>	<p>（下線箇所につき）</p> <p>買主の購買部と売主の電子部品事業部との間で<u>デジタルカメラ用電子部品（以下「目的物」という。）</u>の売買を継続して行うにあたり</p> <p>（下線箇所につき）</p> <p>株式会社A向けの<u>デジタルカメラ用電子部品（以下「目的物」という。）</u>の継続的取引に関して</p>	<p>チェック2・(3)</p> <p>1 標準約款の取扱いについて 個別契約を注文書・注文請書の交付で行う場合には、それぞれの書面に標準約款（裏面約款ともいわれる。）が記載されている場合がある。このよ</p>	<p>1条</p>
<p><input type="checkbox"/> 2 個別契約との優先関係</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 基本契約の定めを優先させる場合</p>	<p>本契約は、売主と買主との間に締結される目的物の個別売買契約に共通に適用される。なお、個別契約の内容が本契約と異なる場合、本契約記載の</p>	<p>1条</p>	<p>1条</p>

チェック項目	例 文	コメント	契約例
<p><input type="checkbox"/> (2) 個別契約の定めを優先させる場合</p> <p><input type="checkbox"/> (3) 個別契約の定めを優先させるが、標準約款を排除する場合</p> <p><input type="checkbox"/> (4) 両当事者が書面で合意した場合にのみ、個別契約の定めを優先させる場合</p>	<p>条件が優先される。 (下線箇所につき) ただし、個別契約の内容が本契約と異なる場合、個別契約の定めが優先される。</p> <p>(下線箇所につき) ただし、個別契約の内容が本契約と異なる場合、個別契約の定めが優先される。なお、個別契約の定めには、注文書または注文書記載の標準約款は含まないものとする。</p> <p>1 本契約は、売主と買主との間に締結される目的物の個別売買に共通に適用される。</p> <p>2 本契約と異なる契約条件の合意は、両者の書面による合意によらない限り、その効力を有しないものとする。</p>	<p>うな場合において、個別契約の定めが基本契約に優先される旨の記載をしていくときは、標準約款の定めを排除する規定をおくことを検討すべきである。</p>	
<p><input type="checkbox"/> 3 個別契約の記載事項</p>	<p>本契約に基づき売主から買主に対して売渡される目的物の名称、仕様、規格、数量、発注年月日、納入期日、納入場所、検査完了期日、単価、代金の額、支払期日その他売買につき必要な具体的事項は、本契約に定めるものを除き、個別売買の都度両当事者間において締結される個別契約において定める。</p>	<p>チェック 3</p> <p>1 下請代金支払遅延等防止法について 下請代金支払遅延等防止法の適用がある場合 取引が下請代金支払遅延等防止法の規制対象となる場合には、同法3条により、親事業者である買主は、下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日および支払方法その他の事項を記載した</p>	<p>2条1項</p>

〔マメメモ〕

<p><input type="checkbox"/> 4 個別契約の成立</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 注文書の交付とその承諾による場合</p> <p><input type="checkbox"/> (2) 注文書の交付とその承諾によるが、みなし承諾の規定を追加する場合</p> <p><input type="checkbox"/> (3) 注文書の交付と注文請書の交付による場合</p>	<p>個別契約は買主より前条の取引内容を記載した買主所定の注文書を売主に交付し、売主がこれを承諾したときに成立する。</p> <p>(下線箇所につき)</p> <p>売主がこれを承諾したとき、または注文書受領後</p> <p>○営業日以内に受諾拒否の申し出をしなかった場合には、当該期間の満了時に</p> <p>個別契約は買主より前条の取引内容を記載した買主所定の注文書を売主に交付し、それに対して売主が注文請書を発行交付したときに成立する。</p>	<p>発注書面（下請事業者の同意を得た場合、書面の交付に代えて電子メール等の方法で提供することも可）を下請事業者である売主に対してただちに交付しなければならぬ。</p>	<p>2条2項</p>
<p><input type="checkbox"/> 5 納入方法</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 納期遅延に対する損害賠償義務を確認する場合</p>	<p>1 売主は、個別契約に従い買主の指定する納品書を付し、目的物を納入する。なお、売主の都合により、目的物の荷姿や梱包方法等の納入条件を変更しようとするときは事前に買主の承諾を得なければならぬ。</p> <p>2 売主は、納入期日までに目的物の全部または一部を納入できない事由が発生したとき、また</p>	<p>3条</p>	<p>チェク5・(2)</p> <p>1 損害賠償額の予定について 損害賠償額の予定は、割賦販売法や消費者契約法等の特別法により制限がなされる場合がある。また、損害賠償の予定額がいちじるしく高いまたは低い場合には、民法90条により公序良俗に反して無効とされることがある。</p>

チェック項目	例 文	コメント	契約例
<p>□(2) 遅延損害金（損害賠償額の予定）の規定をおく場合</p> <p>□(3) 遅延損害金（違約金）の規定をおく場合</p>	<p>はそのおそれがあるときは、直ちにその理由および納入予定時期等を買主に通知し、買主の指示に従う。</p> <p>3 売主が納期前に目的物を納入しようとするときは、予め買主の承諾を得なければならぬ。</p> <p>4 売主の責に帰すべき事由により、納期に目的物が納入されない場合、買主はこれにより被った損害の賠償を売主に請求できるものとする。</p> <p>（下線箇所につき） 買主は、納期の翌日から目的物を受領した日まで、1日につき契約金額の履行遅滞部分相当額の○%を遅延損害金として売主に請求できるものとする。ただし、遅延損害金は契約金額の○%を上限とする。</p> <p>（下線箇所につき） 買主は、第○条（損害賠償）の規定による損害賠償のほかに、納期の翌日から目的物を受領した日まで、1日につき契約金額の履行遅滞部分相当額の○%を売主に請求できるものとする。</p>		
<p>□6 検査方法</p> <p>□(1) 両当事者が協議して検査基準を定める</p>	<p>1 買主および売主は、個別契約の成立に先立ち、目的物の受入検査に関する検査基準を協議のう</p>		4条

[\textcircled{N} \textcircled{M} \textcircled{C}]